

京都市告示第 316 号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成20年10月28日

京都市長職務代理者 京都市副市長 星川茂一

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
佐々木 孝 広	天王町おかだ治療院	左京区岡崎東天王町43番地の5 レジデンス岡崎6	平成20年9月1日
脇坂 謙三	脇坂鍼灸接骨院	中京区壬生賀陽御所町24番地の7	平成20年8月29日
濱野 将士	脇坂鍼灸接骨院	中京区壬生賀陽御所町24番地の7	平成20年8月29日
齋藤 伸治	さいとう整骨院	中京区寺町通夷川上る藤木町24番地の2 藤ビル2F	平成20年9月1日
内山 康子	こころとからだ 康子整骨院	伏見区深草稻荷御前町87番地	平成20年9月8日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)